

2025年4月18日

各位

ニチハ株式会社

軒裏 45分準耐火構造の国土交通大臣認定等に関わる不適合について

先般、弊社子会社ニチハ富士テック株式会社が製造し、弊社が特定ユーザー（住宅会社）様向けに販売しておりました軒天材について、不燃材料の国土交通大臣認定に適合しないことが判明いたしました。これに伴いまして確認等を進めた結果、当該軒天材を利用した軒裏を設けた一部の建物が、軒裏の45分準耐火構造の国土交通大臣認定等に適合しないことが判明したため、国土交通省に報告いたしました。今後は国土交通省および特定行政庁等のご指導の下、当該軒天材をご利用いただいた特定ユーザー（住宅会社）様のご協力を得て、対象となるお客様に事態等をご説明の上、適切な是正措置を進めてまいります。

今回の事態は、メーカーとしてあってはならない事態であり、先ずもって、お客様や関係者の皆さまにご心配とご迷惑をお掛けしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

弊社は、今回の事態を厳粛に受け止め、適切な是正措置を進めるとともに、グループ会社も含めて、徹底した再発防止に努めてまいります。

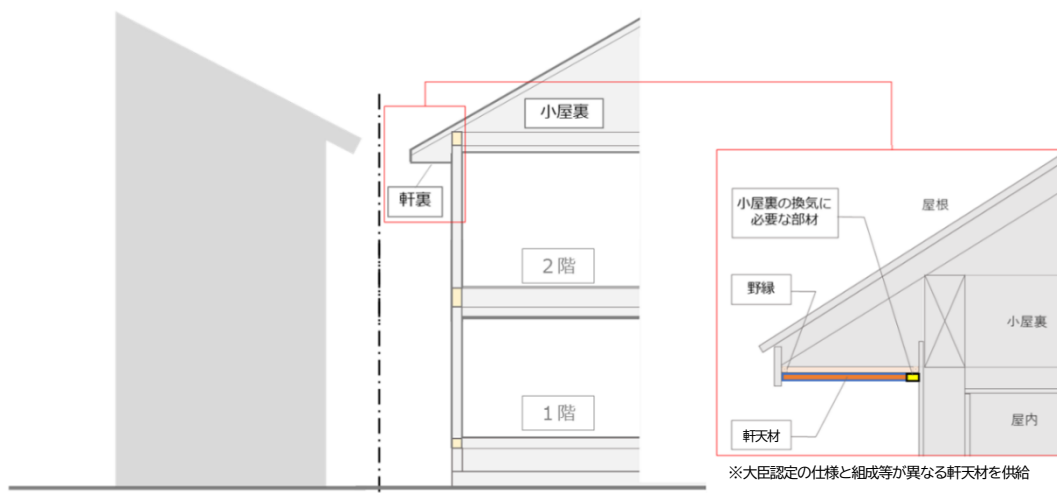
1. 概要

2006年3月から2014年10月までにニチハ富士テック株式会社が製造し、弊社が特定ユーザー（住宅会社）様向けに販売しておりました軒天材の一部に関しまして、不燃材料の国土交通大臣認定における仕様とは異なる組成等で製造されていることが判明いたしました。これに伴いまして、第三者機関による認定試験等を実施した結果、特定ユーザー（住宅会社）様が建築された建物の一部において、当該軒天材を利用した軒裏につきまして、45分準耐火構造の国土交通大臣認定等に適合しないことが判明いたしました。該当する準耐火構造の大臣認定番号は以下の通りです。

【該当大臣認定番号】

QF045RS-0060 QF045RS-0086 QF045RS-0087

※なお、不適合が判明した軒天材は特定ユーザー（住宅会社）様向けであり、一般のお客様に販売している軒天材ではございません。



2. 対象物件

2006年3月から2014年10月までにニチハ富士テック株式会社が製造した軒天材を使用して、特定ユーザー（住宅会社）様が建築された物件のうち、当該軒天材を軒裏に利用した「45分準耐火性能を必要とする建物^{※1}」「30分防火性能を必要とする建物^{※2}」および「住宅性能表示制度の『耐火等級3』とする建物^{※3}」

該当棟数として、建築基準法の規定に抵触するおそれがあるものは住宅等423棟、また、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能表示制度が活用されており、等級に影響するおそれがあるものは127棟あります。

※1 45分準耐火建築物

- ・防火地域内の2階建て以下かつ、延べ面積100㎡以下
- ・準防火地域内の2階建て以下かつ、500㎡超1,500㎡以下
- ・準防火地域内の3階建てかつ、1,500㎡以下
- ・そのほか各自治体の条例で定められている建物等

※2 30分防火建築物

- ・準防火地域内の2階建て以下かつ、延べ面積500㎡以下
- ・22条区域の木造3階建て以下かつ、1000㎡超3,000㎡以下
- ・そのほか各自治体の条例で定められている建物等

※3 住宅性能表示制度の耐火等級建築物

- ・火災時の安全に関すること 延焼の恐れのある部分 {開口部以外}
 - 耐火等級4：火熱を遮る時間が60分相当以上
 - 耐火等級3：火熱を遮る時間が45分相当以上
 - 耐火等級2：火熱を遮る時間が20分相当以上
 - 耐火等級1：その他

※4 都道府県別・建物用途棟数は別添資料ご参照

3. 今後の対応

対象となるお客様には、特定ユーザー（住宅会社）様のご協力を得て、個別にご連絡させていただく予定です。その上で、事態と今後の対応につきましてご説明させていただく予定です。今後の対応につきましては、国土交通省、特定行政庁、住宅性能評価機関等のご指導の下、改修等の必要な是正措置を進めてまいります。

以上

《お客様のお問合せ先》
ニチハ株式会社 お客様相談室
TEL：0120-834-700

受付時間 9：00～17：00
(土・日曜日、祝日、5月GW、夏期休暇、年末年始を除く)

《報道機関のお問合せ先》
ニチハ株式会社 総務部
TEL：0120-102-321

受付時間 9：00～17：00
(土・日曜日、祝日、5月GW、夏期休暇、年末年始を除く)

別添資料

都道府県別・用途別棟数

都道府県	建築基準法の 規定に抵触する おそれ	住宅			非住宅 (事務所等)	住宅性能表示 制度の等級に 影響するおそれ
		戸建	共同・長屋	併用※		
北海道	1	1	0	0	0	0
岩手県	1	1	0	0	0	0
山形県	1	1	0	0	0	0
埼玉県	3	3	0	0	0	0
東京都	290	269	15	5	1	61
神奈川県	51	48	2	1	0	11
富山県	1	1	0	0	0	0
静岡県	1	0	0	1	0	0
愛知県	11	10	0	1	0	10
京都府	7	6	0	1	0	5
大阪府	36	34	0	1	1	24
兵庫県	11	11	0	0	0	3
奈良県	2	2	0	0	0	0
和歌山県	2	2	0	0	0	1
岡山県	0	0	0	0	0	1
広島県	1	1	0	0	0	0
山口県	0	0	0	0	0	3
香川県	1	1	0	0	0	2
高知県	0	0	0	0	0	1
福岡県	1	1	0	0	0	2
佐賀県	0	0	0	0	0	1
熊本県	0	0	0	0	0	1
大分県	2	2	0	0	0	1
合計	423	394	17	10	2	127

※店舗・事務所等業務の用に供する非住宅部分と、居住の用に供する住宅部分を有する建築物。